

新型コロナウイルス感染症に係るけんしん郡山文化センター（郡山市民文化センター） 感染拡大予防、施設の貸館及びイベント開催等ガイドライン（令和5年3月13日適用）

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「マスク着用について（令和5年3月9日付け：福島県）」及び「感染拡大防止のための基本対策（令和5年3月13日改定：福島県）」並びに「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和5年3月13日適用：全国公立文化施設協会）」に基づき、当センターの実情に合わせて運用します。

2 イベント開催中止や延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、イベント開催に係るリスクへの対応等が整わない場合は、中止や延期もご検討ください。

また、郡山市又は福島県からの要請により催しの中止や内容の変更をお願いする場合がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※リスクへの対応が整っていないと判断した場合、または感染症拡大防止のため当センターが休館する場合などは、施設利用の中止を要請することがあります。

3 感染拡大予防について

施設の利用にあたっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」を踏まえ、主催者及び利用者は次のことに留意して施設をご利用ください。ワクチン接種後であっても、以後の感染防止策を徹底ください。

特に、令和5年3月13日からマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となりますが、「感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用することが推奨（「マスク着用について」令和5年3月9日付け：福島県）」とされ、また、「施設内でのマスク着脱は個人の判断ですが、高齢者など感染リスクの高い来場者への配慮を必要に応じて促してください。（令和5年3月13日適用：全国公立文化施設協会ガイドライン）」とされていますので、感染状況に応じ着用を適切にご判断いただくようになります。

なお、「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。（「マスク着用について」令和5年3月9日付け：福島県）」とされていることから、来場者対応・接客対応等の主催者スタッフは、引き続き当面の間、必要に応じて不織布マスクを正しく着用のうえ、業務にあたってください。

なお、不明な点がある場合、お問い合わせください。

(1) 基本的な感染防止策の徹底について（利用者への周知・広報）

主催者は次のことについて、利用者へ周知してください。

- ① 事前の家庭での体温測定の徹底や、咳エチケットの推奨。
 - ・個人の判断により施設内での必要に応じたマスクの着脱（※来場者対応・接客対応の主催者スタッフは、必要に応じて不織布マスクを正しく着用し業務にあたること）
 - ・感染リスクの高い高齢者等の他の来場者等への配慮を必要に応じて促す。
- ② 施設内では、対面での長時間の会話をしないこと。長時間の大きな声での会話の抑制を図ること。
- ③ 手洗い・手指消毒
 - ・こまめな手洗いの奨励及び手指消毒の徹底
- ④ けんしん郡山文化センターの「換気」について
 - ・感染拡大予防のための空調機の運転を行っていること。（5ページ参照）
- ⑤ 会場におけるイベント参加者間の適切な距離を確保すること。
- ⑥ 密集を回避すること。
- ⑦ 参加者の制限について
 - ・当日、来館前に各自で検温のうえ来場すること。ただし、平熱と比べて高い発熱がある場合

や下記の症状等に該当する場合は、来場しないこと。(体調等厳しい自己判断のもと、当日の行動計画をたてること。)

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害 等

- ・新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である場合は、入場できないこと。
 - ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である場合は、入場できないこと。
 - ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知してください。
- ⑧ 県や市の対応方針等に基づき、イベントの開催中や前後における出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。
- ⑨ できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。自由席の場合は、事前予約制や入場整理券配布（配布枚数は収容定員以内）等を行い定員管理できるようにしてください。
- ⑩ 業種別ガイドライン及び当センターのガイドラインに従った取り組みを行う旨、ウェブサイト等で公表すること。当センターの新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかるチェックリストを公表すること。
- ⑪ ①～⑩のほか、感染症対策の注意喚起や必要に応じ保健所へ相談すること。

(2) 福島県からのイベントを開催する事業者の皆様へのお願い事項の遵守

イベント主催者は、福島県作成の様式「感染防止策チェックリスト」を作成し、感染防止対策を徹底すること。また、福島県様式「感染防止策チェックリスト」をウェブサイト等に掲載するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。同チェックリストの写しを当センターへ提出すること。

【福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班】

- ・問合わせ先：024-521-8644（受付時間：9:00～17:00）
- ・メールアドレス：corona-event@pref.fukushima.lg.jp
- ・URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

(3) 利用日当日にすること

- ① 本項(1)①について、ご対応ください。
- ② 本項(1)②について、ご対応ください。
- ③ 施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。また、会場の出入口、共用部分、楽屋、控室等の必要箇所への消毒液の設置をお願いします。
- ④ 本項(1)④については、5ページをご覧ください。
- ⑤ 人と人との適切な距離を確保してください。
- ⑥ 密集の回避について
混雑時（入退場時・休憩時間等）におけるイベント参加者間の適切な距離を確保した誘導を行ってください。
また、必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を強化してください。
- ⑦ 参加者数の把握について
・できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
・自由席の場合は、事前予約制や入場整理券配布（配布枚数は収容定員以内）等を行い定員管理できるようにしてください。
- ⑧ 演者の行動管理
※出演者の各自での検温を実施してください。

※有症状者の出演・練習を控えてください。(体調等厳しい自己判断のもと、行動計画をたててください。)

- ⑨ 共用する機材や備品、用具等がある場合は、適宜消毒を行う又は取扱者の手指消毒を行ってください。
- ⑩ 会議室及び練習室等各部屋（ホール楽屋も含む）の出入口の扉は換気のため、適宜開けてご利用ください。
- ⑪ 利用者は、館内の利用施設やトイレ以外の不要な場所への移動は控えください。
- ⑫ エレベーター内での密集を回避するために、足が不自由な方や妊娠されている方などをのぞいて、エレベーターの使用はできるだけ控えください。(エレベーターの利用は、四隅に寄るなど距離を保ってご利用ください。)

(4) 利用者に感染者が発生した場合のために

主催者は、感染者が発生した場合などには必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りに協力してください。また、速やかに当センターへお知らせください。

4 施設の貸出について

施設の利用にあたっては、次のことに注意して施設利用を計画してください。

(1) 各施設の定員について

次に定める定員は、国・県・市等の指針及び当センターの施設ごとの感染リスクの評価に基づくものであります。

なお、感染状況により随時変更いたします。

施設名		面積	定員	備考	
大ホール	客席	—	(注) 1,976席	固定席 1,970席、車椅子席 6席	
	楽屋	1・2号	19.5㎡	各6人	
		3・4号	24.0㎡	各10人	
		5・6号	43.5㎡	各17人	
		7号	12.0㎡	4人	
浴室	15.9㎡	—	シャワーのみ利用可（一人ずつの利用）		
中ホール	客席	—	(注) 777席	固定席 771席、車椅子席 6席	
	楽屋	1～6号	13.1㎡	各4人	
		7号	9.0㎡	3人	
	浴室	7.6㎡	—	シャワーのみ利用可（一人ずつの利用）	
注) 緊急事態措置区域又は重点措置区域となった場合、「大声あり」のイベントの収容率上限は、上記定員の50%となります。大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとなります。 また、今後の感染状況に応じ、郡山市又は福島県からの要請により上記に示した定員を下回る数に制限する場合や、内容の変更をお願いする場合があります。					
多目的ホール	622.0㎡	300人	定員は最大入室可能人数		
集会室	417.0㎡	200人			
特別会議室	70.0㎡	10人			
和室	42.0㎡	18人			
第1会議室	45.0㎡	18人			
第2会議室	37.5㎡	18人			
第3会議室	110.0㎡	56人			

第4会議室	71.5㎡	32人	
第1練習室	110.0㎡	40人	
第2練習室	66.0㎡	20人	
リハーサル室	201.5㎡	75人	

(2) ホールの利用について

次の基準は、「新しい生活様式の定着」、「本ガイドラインの遵守」を前提に行うものであります。なお、「入退場や館内の行動管理ができないもの」は開催を慎重に検討してください。また、地域の感染状況に変化があった場合は、柔軟な対応をお願いします。

① ホール客席の使用について

大ホール1階1列目及び中ホール1列目の客席は、使用しないでください。

また、大ホールオーケストラピットを舞台として使用する際は、1階8列目までの客席は使用しないでください。

② ステージの演奏者間の距離について

ア 基本的事項

公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。（「公益社団法人全国公立文化施設協会」ガイドラインによる。）

イ 合唱

「歌唱者の前後が同一線上に並んで歌唱する場合」は、人と人との距離を基本的に前後2.0m・左右1.0m、「歌唱者の前後が市松模様状に並んで歌唱する場合」は、人と人との距離を基本的に左右1.0m・斜め前方1.5m（最低1.2m）確保してください。なお、歌唱者が向かい合う配置は避けてください。（令和5年3月10日策定「全日本合唱連盟」ガイドラインによる。）

ウ 管楽器演奏

すべての演奏者は十分な間隔を保持することとし、特にトランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1m（客席最前列までは水平距離で2m程度（最低でも1m））を確保してください。（令和5年3月13日適用「クラシック音楽公演運営推進協議会」ガイドラインによる。）

(3) 練習室、会議室等の利用について

① 合唱や器楽等の練習について（練習室・リハーサル室）

- ・窓が開かなく密になりやすいことから、人と人との間隔を上記「合唱の距離」及び「管楽器演奏時の距離」程度確保してご利用ください。
- ・飛沫リスクを伴う場合、飛散防止対策（床にシートを設置する など）を講じながらご利用ください。
- ・距離を確保しない向かい合う配置は避けて行ってください。
- ・換気のため、適宜部屋の出入口の扉を開けてご使用ください。なお、その間の練習室等での音出しはお控えください。

② 机・椅子等の移動をする場合は、距離を確保しない向かい合う配置は避けて行ってください。（集会室・会議室）

③ 換気のため、適宜部屋の出入口の扉を開けてご使用ください。（展示室・集会室・会議室）

④ 換気のため、適宜窓を開けてご使用ください。（和室）

⑤ 飲食は対面を回避し、人と人との距離を確保したうえでおとりください。その際、会話は控えてください。（集会室・会議室・和室・練習室・リハーサル室）

※1 ホール客席・ホワイエでの食事はしないでください。

※2 “ごみ”はすべてお持ち帰りください。

⑥ ご利用の際には、水分をとるなど熱中症にご注意ください。

◎ ホール客席、ステージ及び会議室等レイアウトは、別添図面をご覧ください。

(4) 感染拡大予防のための空調機運転について

当センターでは感染拡大予防のため、施設内の空調機の運転は、外気取込量・排気量共に100%とし、換気を目的とした運転を行いますので、次のことについてご承知おきください。

- * 施設内の換気を最優先に外気を取入れる運転を行うため、外気の温度状況によっては冷暖房効果が低下する恐れがありますので、お客様ご自身で体温調節のできる服装でお越しくさるよう、ご協力（ご案内）ください。
- * 施設内の温度が急激に変化した場合、熱中症等のリスクを抑えるための運転に切り替えることがあります。
- * 舞台演出等による空調機の調整及び停止は行えません。

当センターの空調機は、「建築物における衛生的環境の確保（温度・湿度・二酸化炭素濃度など）に関する法律」等に適合した十分な空調能力を有しております。

5 イベント等開催における留意事項について

当センターでイベント等を開催するにあたっては、本ガイドライン「3 感染拡大予防について」の留意事項のほか、次のことに注意してご開催ください。

(1) 来場者の誘導等について

- ① 開場前の行列は、来場者間の適切な距離を確保して整列させるなど、人が密集しないようにご誘導ください。必要に応じ拡声器等をご使用ください。
- ② スタッフ等係員は、必要に応じて不織布マスクを着用するとともに、誘導等業務の前後には手洗い・手指消毒を行ってください。

(2) 当日券やグッズ等の販売について（大ホール・中ホール・展示室）

- ① 販売を行う関係者は、必要に応じて不織布マスクを着用するとともに、手指消毒など必要な対策を適宜行ってください。また、購入者との一定の間隔を確保して行ってください。
- ② 購入者の整列については、購入者間の適切な距離を確保して行ってください。
- ③ キャッシュレス決済で販売をご検討ください。
- ④ 現金の取り扱いについては、手渡しはできるだけ控えてキャッシュトレイ等を使用し金銭授受を行ってください。

(3) ホワイエ等休憩スペースにおいて

不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。

(4) もぎり等について

入場時のチケットもぎり等については、係員は必要に応じて不織布マスクを着用するとともに、適宜手指消毒をしてください。もぎり等の方法については、係員の指示に従ってください。

(5) トイレについて

来場者のトイレの利用については混雑が予想されることから、開場前の客整理やグッズ等販売同様、係員は必要に応じて不織布マスクを着用したうえで、適切な距離を確保して整列させるなど人が密集しないように拡声器等を使用しご誘導ください。

(6) その他

- ① 公演中、自席で鑑賞するよう、放送等を利用しご案内ください。また、個人の判断により公演中の必要に応じたマスクの着脱や、感染リスクの高い高齢者等の他の来場者等への配慮を必要に応じ放送等でご案内ください。
- ② 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場の出入りや公演関係者との接触を控えてください。
- ③ オペラグラス等の貸出物について消毒を行うなど清潔に保ってください。
- ④ ステージの利用について
ア ステージの準備にあたり、立ち位置（人と人との間隔、框からの距離など）等のバミリ作業

を必要に応じ行っていただきます。

イ 管楽器の演奏等で飛沫の飛散が考えられる場合、床に吸水シート等を設置し飛沫が周囲に飛びちらぬよう対策を講じていただきます。(吸水シートの共用は不可)

ウ 消毒が容易な舞台器具(机・椅子・演台・譜面台等)は、利用後に消毒作業を行っていただきます。

エ 公演終了後、舞台床面をモップ掛けにて消毒作業を行っていただきます。

※ 器具及び床面消毒液・拭き取り用紙・モップ等道具は貸し出しますが、その際に出たごみ(拭き取り用紙等)は、お持ち帰りください。

(7) 密集の回避について

密集を回避するために、入場経路を考慮し余裕ある時間を設けるなど、様々な対策をご検討ください。

(8) 出演者及びイベント関係者(スタッフ)について

① 各自検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合や次の症状等に該当する場合は、自宅待機を促してください。

○咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害 等

○新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である場合

○政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である場合

② 県や市の対応方針等に基づき、イベントの開催中や前後における出演者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。

③ 公演時の出演者を除き、施設内では必要に応じてマスク着用を依頼し、公演前後の手指消毒を徹底してください。また、来場者対応・接客対応のスタッフは、必要に応じて不織布マスクを正しく着用し業務にあたってください。

④ 来場者と接触するような演出(来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないでください。

⑤ 楽屋等で飲食する場合は、対面を回避し適切な距離を確保してください。

⑥ “ごみ”はすべてお持ち帰りください。

⑦ 共用する機材や備品、用具等がある場合は、適宜消毒を行う又は取扱者の手指消毒を行ってください。

⑧ 仕込み・リハーサル・撤去等において十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。

⑨ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。

⑩ 公演関係者に感染が疑われる場合には、必要に応じ保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

6 感染が疑われる者が発生した場合について

(1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに移動し別室へ隔離してください。

(2) 対応するスタッフは、不織布マスクや手袋の着用を徹底してください。

(3) 速やかに、医療機関及び保健所等へ連絡し、指示をお受けください。

7 その他

(1) このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生動向、国、福島県及び郡山市の方針を踏まえ随時更新します。

(2) 当センターでは、業務継続計画(BCP)を策定しております。

8 附則

このガイドラインは、令和5年3月13日から適用します。(令和5年3月10日改正)

けんしん郡山文化センター換気能力一覧

必要換気量 一人あたり毎時30m³以上

	面積 (㎡)	高さ (m)	体積 (m ³)	体積合計 (m ³)	空調機	換気能力 (m ³ /h)	定員	定員計	一人あたり の換気量 (m ³ /h)	1時間 あたりの 換気回数
大ホール 客席	1,346.6	18.0	24,238.8	24,238.8	AC-1・2	74,000	1,976	1,976	37.4	3.1
中ホール 客席	569.8	11.0	6,267.8	6,267.8	AC-6	31,400	777	777	40.4	5.0
展示室	622.0	3.5	2,177.0	2,177.0	AC-10	25,000	300	300	83.3	11.5
第1会議室	45.0	2.9	130.5	2,743.4	AC-14	23,000	18	352	65.3	8.4
第2会議室	37.5	2.9	108.8				18			
第3会議室	110.0	3.0	330.0				56			
第4会議室	71.5	3.0	214.5				32			
集会室	408.0	4.0	1,632.0				200			
特別会議室	70.0	3.0	210.0				10			
和室	42.0	2.8	117.6				18			
第1練習室	110.0	3.0	330.0	528.0	AC-13	11,700	40	60	195.0	22.2
第2練習室	66.0	3.0	198.0				20			
リハーサル室	201.5	5.0	1,007.5	1,007.5	AC-12	6,000	75	75	80.0	6.0

令和2年6月末より外気取込量・排出量とも100%とし、換気を主目的とした運転を行っています。

(従来は効率的な温度制御のため、半分程度を内気循環とした換気運転)